

事例コード | 201502

2015 年（平成 27 年） 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響

# 1. 災害の概要

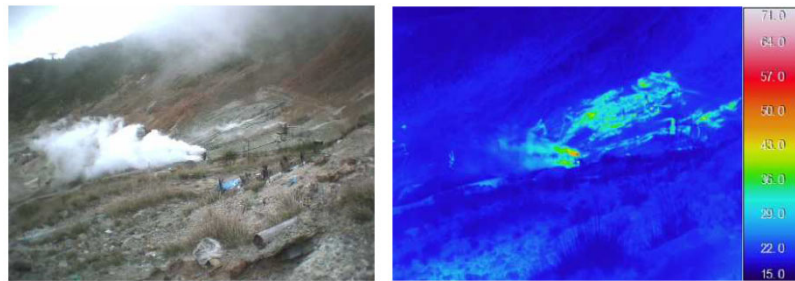
## (1) 被害の概要

### ①箱根山火山活動の活発化と噴火警戒レベルの引き上げ

平成 27 年 4 月上旬頃から箱根カルデラ全体が膨らむ山体膨張が見られるようになり、4 月下旬からは火山性地震が頻発し、箱根町湯本で震度 1 を観測する地震が 3 回発生したほか、火山活動に関連する地殻変動も観測された。こうしたことから、大涌谷周辺に影響を及ぼす小規模噴火の発生可能性が高まっていると判断され、5 月 6 日 6 時に火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 1（平常）から 2（火口周辺規制）へと引き上げられた。

さらにその後、6 月 29 日には火山性微動が発生するとともに、大涌谷北～北東にかけて最大約 1.2km の範囲で降下物が確認された。また、大涌谷において新たな噴気孔が確認され、この周辺で火山灰の堆積による盛り上がり確認されたほか、ロープウェイ大涌谷駅付近で降灰が確認された。これらの状況を踏まえ、30 日 12 時 30 分、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）から 3（入山規制）へと引き上げられた。

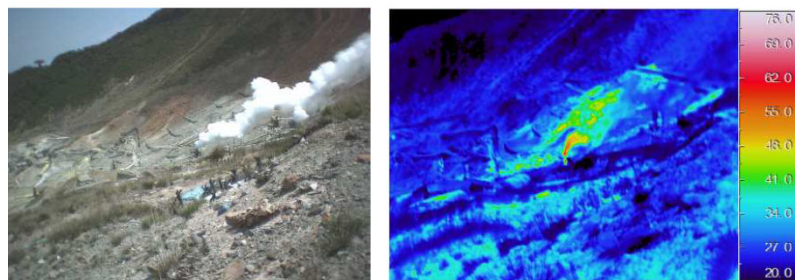
7 月以降、火山性地震は減少し、地殻変動も停滞、9 月 11 日には火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 2（火口周辺規制）へ、11 月 20 日には噴火予報が発表され、噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）から 1（活火山であることに留意）に引き下げられ、火山活動は収束した。



2015 年 5 月 4 日 09 時 03 分 撮影



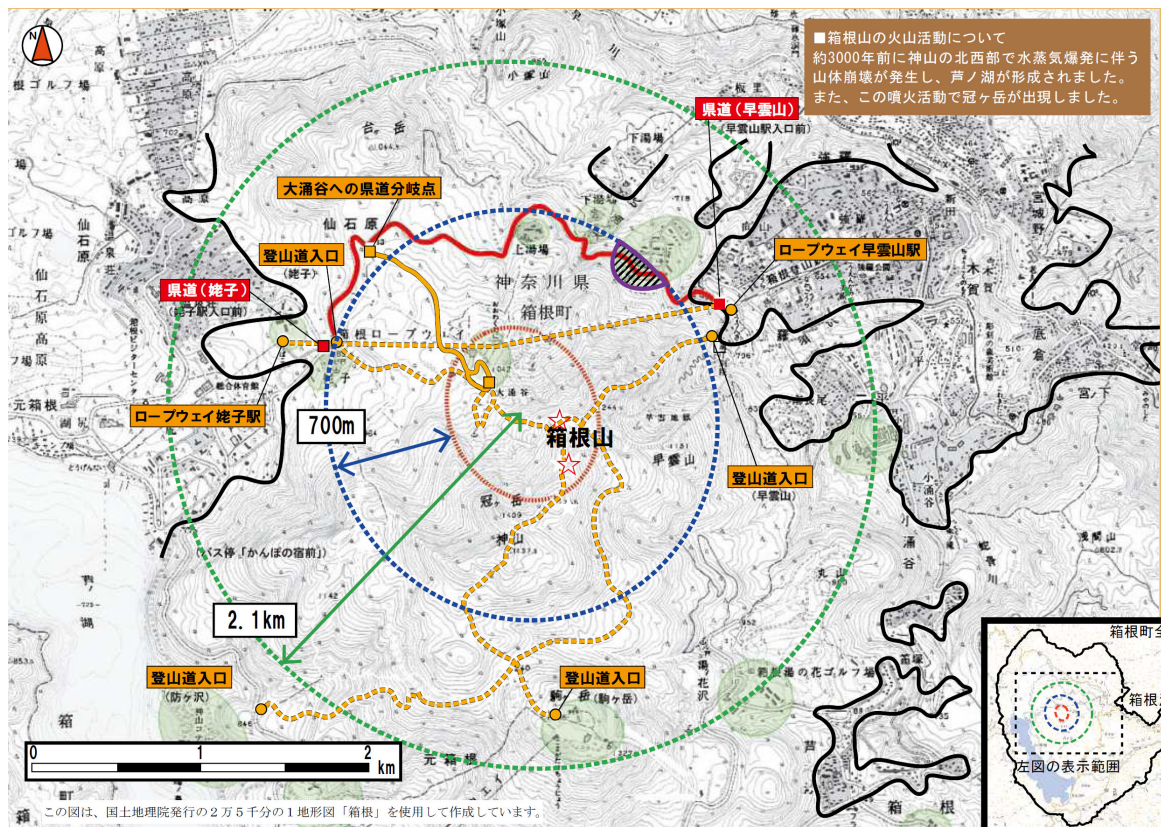
2015 年 5 月 5 日 15 時 11 分 撮影



2015 年 5 月 8 日 11 時 23 分 撮影

図 大涌谷周辺の状況及び地表面温度分布

(出典) 気象庁「火山活動解説資料（平成27年4月）」



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞
- レベル5（避難）：危険な居住地域（緑点線）からの避難等。
  - レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域（緑点線）での避難準備。  
箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。
  - レベル3（入山規制）：想定火口域の端から約700m（青点線）以内の立入禁止。  
県道（赤線）は通行できません。
  - レベル2（火口周辺規制）：想定火口域（赤点線）周辺の立入禁止。  
県道（赤線）、登山道等（黄点線）は通行できません。
  - レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域（赤点線）内への立入規制等。
- ：規制道路        ：居住区域      ☆：過去の火口  
- - -：登山道、ロープウェイ        ：保全対象施設        ：想定火口域  
  ：特定地域
- この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。  
 ■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。  
 ■特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。

図 箱根山 噴火警戒レベルと規制範囲

（出典）気象庁「箱根山の噴火警戒レベル」

## ②避難状況

6月30日噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを受け、午後12時半から避難を開始した。

避難対象地域の建物数は32棟、居住者数は35人であったが、対象地域には宿泊施設や事業所等が立地していたことから、避難者数は54人となった。54人全員の避難が完了したのは同日午後9時過ぎである。

避難にあたっては、防災行政無線のほか、広報車による連絡、各戸訪問、事前に作成していた連絡網に基づく電話連絡等を行い、避難を促した。

表 避難状況

		住居 (集合住宅を含む)	事業所	寮・保養所・ 宿泊施設等	別荘	
建物数	32棟	内訳	4	1	15	12
居住者数	35人		22	—	13	—
避難者数	54人		18	20	16	0

（出典）箱根町資料

## (2) 災害後の主な経過

県では、噴火警戒レベル上昇に対応するため、関係市町、関係省庁、地元観光事業者等からなる「箱根火山防災協議会担当者会議」を定期的に開催した。また、適切な情報発信のため、情報発信体制を強化した。

町では、噴火警戒レベル上昇に伴う立入規制の周知、メディア対応、避難指示・避難誘導のほか、関係各所への説明会等を実施した。

また、国では、4月末の小規模噴火を受け、首相官邸の危機管理センターに情報連絡室を設置した。

表 神奈川県・箱根町における対応状況

噴火警戒レベル	日時	対応状況
レベル1	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（温泉地学研究所、災害対策課、観光課）及び箱根町のホームページにより注意喚起</li> <li>箱根火山防災協議会担当者会議開催（神奈川県・箱根町）</li> </ul>
	5月4日 AM5:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>大涌谷自然研究路の閉鎖、大涌谷周辺のハイキングコースを閉鎖</li> </ul>
	5月4日 AM7:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原警察署パトカーによる付近の警戒開始</li> </ul>
レベル2	5月6日 AM6:00	【噴火警戒レベル2に引き上げ】
	5月6日 AM6:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立入規制】</li> <li>箱根町が大涌谷周辺に避難指示を発令し、火口周辺の立ち入りを禁止</li> </ul>
	5月6日 AM6:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立入規制】</li> <li>大涌谷へつながる県道734号について、県道735号との交点から大涌谷までの区間を、県西土木事務所小田原土木センターと小田原警察署が通行止め</li> <li>箱根ロープウェイ(株)が桃源台から早雲山間の全線を運休</li> <li>大涌谷湖尻自然探勝歩道の姥子から大涌谷までの区間を県自然環境保全センターが閉鎖</li> </ul>
	5月6日 AM8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>記者発表（箱根町）</li> </ul>
	5月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>立入規制の情報を県及び町のHPで発信</li> <li>知事及び町長のメッセージをHPに掲載</li> </ul>
	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>県の特設ページ、フェイスブック、ツイッターを開設し、規制地域が箱根のごく一部であることや箱根の観光情報などを発信</li> <li>環境省インターネット自然研究所「箱根・大涌谷」の静止画をリンク掲載（HP）</li> <li>旅行・観光関係団体あて、正確な情報発信及び会員への周知を依頼</li> <li>県の情報を一元的に分かりやすく発信するため、広報統括官を選任</li> </ul>
	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然環境保全センターのカメラによる大涌谷のライブ映像の配信を開始（HP）</li> <li>特設ページの英語版を掲載</li> </ul>
	5月16～17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【観光PR】</li> <li>外国籍県民や観光客等に対し、不安を払拭し、観光をアピールするため、「あーすフェスタかながわ2015」や「かながわフェア in MARK IS」で、観光PRを実施（神奈川県）</li> </ul>
レベル3	6月30日 PM00:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【噴火警戒レベル3に引き上げ】</li> <li>【立入規制】</li> <li>県道734・735号 早雲山駅～姥子間通行止め</li> <li>帰省エリア内の住民等に避難指示・避難誘導を実施し54名が避難</li> </ul>
	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定</li> </ul>
	8月6～25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内5地域住民、観光協会、公共交通機関に対し、噴火警戒レベル4・5を見据えた避難計画に関する説明会を開催</li> </ul>

(出典) 神奈川県「箱根山の火口周辺警報（噴火警戒レベル2）について」、箱根町資料を元に作成

## 2. 災害復興施策事例の索引表

201502	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1: 被災状況等の把握				
施策 2: がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1: 復興体制の整備	●	【20150201, p225】 (箱根町)	→	
施策 2: 復興計画の作成				
施策 3: 広報・相談対応の実施	●	【20150202, p225】 (箱根町)	→	
施策 4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1: 緊急の住宅確保				
施策 2: 恒久住宅の供給・再建				
施策 3: 雇用の維持・確保				
施策 4: 被災者への経済的支援				
施策 5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり	●	【20150203, p225】 (箱根町)	→	
施策 1: 公共施設等の災害復旧			●	→
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備			●	→
施策 3: 都市基盤施設の復興				
施策 4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1: 情報収集・提供・相談				
施策 2: 中小企業の再建			●	→
施策 3: 農林漁業の再建				